

重要事項説明書 (通所介護サービス・第1号通所事業 清見)

あなたに対する通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	一般財団法人 高山市福祉サービス公社
主たる事業所の所在地	高山市森下町1丁目208番地
法人種別	一般財団法人
代表者名	理事長 西 倉 良 介
電話番号	0577-36-2940

2 利用事業所

利用事業所の名称	清見デイサービスセンター
指定番号	岐阜県2172900421号
所在地	高山市清見町三日町414番地1
電話番号	0577-68-3130
管理者氏名	野口 真紀

3 事業の目的と運営

事業の目的	要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護予防通所介護に相当する第1号通所事業を提供すること。
運営の方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。また、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。 事業実施に当たり、関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 利用事業所の職員体制

利用事業所の従業者の職種	員数
管理者	1名
生活相談員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

看護職員	1名以上
介護職員	7名以上

5 営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日。 ただし12月29日～1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時

※ 営業時間外には、電話等により連絡が可能な体制とする。

6 利用料 別紙サービス内容説明書のとおり

7 定員 利用定員 30名

8 通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は、高山市清見町、荘川町、新宮町、前原町、八日町、下之切町、下林町、匠ヶ丘町及び山田町地内とする。

9 苦情申立窓口

(一財)高山市福祉サービス公社	ご利用時間 午前8時30分～午後5時15分(月～金) ご利用方法 電話 0577-36-2940 FAX 0577-36-1385 担当者 北川 隆志(総務課長) 責任者 嶋田 恵市(事務局長) 第三者委員 牧上 一成・高原 恵理 その他 苦情については、上記の担当者、責任者が対応します。 不在の場合でも、対応した者が「苦情処理簿」を作成し、担当者、責任者に引継ぎます。また苦情解決の助言や立会いを行なう第三者委員会を選任しております。
高山市市民福祉部高年介護課	ご利用時間 午前8時30分～午後5時15分(月～金) ご利用方法 電話 0577-35-3181 0577-35-3178 FAX 0577-35-3165 所在地 高山市花岡町2丁目18 高山市市役所内
岐阜県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 午前8時30分～午後5時(月～金) ご利用方法 電話 058-275-9825 FAX 058-275-7635 所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内

10 緊急時の対応

協力医療機関	医療機関の名称	高山赤十字病院
	電話番号	0577-32-1111
	医療機関の名称	久美愛厚生病院
	電話番号	0577-32-1115

11 サービス提供記録の閲覧

サービス提供記録等については、申し出があれば閲覧及び謄写することができます。

12 介護サービス情報の公表

(一財)高山市福祉サービス公社の実施する介護保険サービス事業については、提供するサービス内容及び運営状況に関する情報をインターネットで公表しておりますが、お申し出があれば閲覧及び謄写することができます。

13 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

14 衛生管理等

事業所は、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じます。

15 虐待防止に関する事項

① 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

② 事業所は、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

説明者 _____

サービス内容説明書 (通所介護サービス・第1号通所事業 清見)

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

1 提供するサービス

通所介護サービスを、別紙通所介護計画書に従って提供します。

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ③ サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に直接接触する設備、器具については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。
- ④ サービス提供中に、緊急にたん吸引が必要な方には、看護師が対応させていただきます。頻回に吸引が必要な方には、主治医の指示のもと実施します。

2 担当職員の変更

当事業者は、担当の通所介護職員が異動や退職等正当な理由がある場合に限り、担当の通所介護職員を変更することがあります。

3 利用料

通所介護サービスの利用料及びその他の費用は、以下の通りです。

【第1号通所事業】

(1) 基本料金(1ヶ月当たり)

	単位数	利用料
要支援1	1, 798/月	17, 980円/月
要支援2	3, 621/月	36, 210円/月

(2) 加算料金等

	単位数	利用料
科学的介護推進体制加算(1ヶ月当たり)	40/月	400円/月
口腔・栄養スクリーニング加算(6ヶ月に1回)	20/回	200円/回
サービス提供体制強化加算(I)(1ヶ月当たり)		
◇要支援1	88/月	880円/月
◇要支援2	176/月	1, 760円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1ヶ月当たり)	所定単位数の80	1000/月

【通所介護サービス】

(1) 基本料金(1日当たり)

単位数	利用料
-----	-----

要介護1	584/日	5,840円/日
要介護2	689/日	6,890円/日
要介護3	796/日	7,960円/日
要介護4	901/日	9,010円/日
要介護5	1,008/日	10,080円/日

(2) 加算料金等

	単位数	利用料
入浴介助加算（Ⅰ）（1日当たり）	40/日	400円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（1日当たり）	56/日	560円/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）（1ヶ月当たり）	20/月	200円/月
認知症加算（1日当たり）※1	60/日	600円/日
科学的介護推進体制加算（1ヶ月当たり）	40/月	400円/月
ADL維持等加算（ⅠまたはⅡ）※2	Ⅰの場合	300円/月
	Ⅱの場合	600円/月
口腔・栄養スクリーニング加算（6ヶ月に1回）	20/回	200円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回当たり）	22/回	220円/回
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1ヶ月当たり）	所定単位数の80／1000/月	

※1 医師、ケアマネージャー等から「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」により、Ⅲ以上と判定された方のみ

※2 身体状況の評価値により、算定の可否および単位数が設定されます。

※介護認定審査会において、自立と認定された場合は、サービス利用1回につき、4,360円をご負担いただきます。

【その他の費用など】

- ① 食事の提供に要する費用として、1食につき660円をいただきます。
- ② 短時間等の利用になった場合は別の利用単位で利用料をいただく場合があります。
- ③ 教養娯楽費、オムツ代等は実費をいただく場合があります。
- ④ 介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合分をお支払いいただきます。ただし、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払いの方法（いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後保険者からの介護保険負担割合証に記載された負担割合分を差し引いた額の払い戻しを受ける方法）をご希望の場合は、お申し出ください。
- ⑤ 通常の事業実施地域を越えてサービス提供を行った場合には、介護予防通所介護サービスの場合は1ヶ月、通所介護サービスの場合は1日につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数（四捨五入）を加算し算出された利用料をお支払いいただきます。
- ⑥ 介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ⑦ 当事業者は、あなたに対し、毎月20日までに、サービスの提供日、前月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- ⑧ 前月の利用料は、当月末日までに口座振込または口座引き落としの方法でお支払いください。（口座引き落としの場合25日となります。）

4 キャンセル料（第1号通所事業を除く）

通所介護サービスをキャンセルした場合には、以下の通りのキャンセル料をいただく場合があります。（キャンセル料のご請求は利用料金と一緒にさせていただきます。）

- ・当日8時までのキャンセル：無料
- ・当日8時以降のキャンセル：利用料の50%以下もしくは500円

5 金銭・貴重品の管理

貴重品のお持ち込みは控えるようにご協力をお願いいたします。

紛失・事故等に対しては責任を負えません。

ご持参について諸事情がある場合は、事前にご相談してください。

6 保険給付の請求のための証明書の交付

サービスの提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。